

# 5-1-2-6 適合性判定・適合性判定(変更)・軽微な変更

R3. 4. 1から

5-1 建築物エネルギー消費性能 適合性判定申請手数料	
<b>(1)非住宅部分(住宅部分以外の建築の部分)が工場等のみの場合</b>	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000
<b>(1)以外の非住宅部分</b>	
<b>評価を「モデル建物法」で行った場合</b>	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000
<b>評価を「標準入力法等」で行った場合</b>	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000

5-2 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能 適合性判定手数料	
5-6 建築物エネルギー消費性能確保計画が 軽微な変更 に該当していることの 証明申請手数料	
<b>(1)非住宅部分が工場等のみの場合</b>	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000
<b>(1)以外の非住宅部分</b>	
<b>評価を「モデル建物法」で行った場合</b>	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000
<b>評価を「標準入力法等」で行った場合</b>	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000

**備考**

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 に該当していることの証明申請に係る手数料(以下この表において「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物(住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 3 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 4 建築物省エネ法建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- 5 標準入力法等には、BEST省エネツールも含まれる。

5-3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

5-4 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

誘導基準に適合していることを示す書類(適合証等)がある場合(単位:円)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	
ア 一戸建て住宅	5,100
ア以外の建築物	
住宅部分(居住のために継続して使用する室、廊下、階段その他居住の用に供する建築の部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000
非住宅部分(住宅部分以外の建築の部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000

誘導基準に適合していることを示す書類(適合証等)がある場合(単位:円)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	
ア 一戸建て住宅	3,700
ア以外の建築物	
住宅部分(居住のために継続して使用する室、廊下、階段その他居住の用に供する建築の部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000
非住宅部分(住宅部分以外の建築の部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000

誘導基準に適合していることを示す書類(適合証等)がない場合(単位:円)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	
ア 一戸建て住宅	
誘導仕様基準による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000
誘導仕様基準以外による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400
ア以外の建築物	
住宅部分	
誘導仕様基準による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000
誘導仕様基準以外による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000
非住宅部分(住宅部分以外の建築の部分)	
評価を「モデル建物法」で行った場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000
評価を「標準入力法」「主要室入力法」で行った場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000

誘導基準に適合していることを示す書類(適合証等)がない場合(単位:円)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	
ア 一戸建て住宅	
誘導仕様基準による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000
誘導仕様基準以外による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000
ア以外の建築物	
住宅部分	
誘導仕様基準による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000
誘導仕様基準以外による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000
非住宅部分(住宅部分以外の建築の部分)	
評価を「モデル建物法」で行った場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000
評価を「標準入力法」「主要室入力法」で行った場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000

備考

R5. 7改正

- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「認定申請手数料等」という。))について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 標準入力法等には、BEST省エネツールも含まれる。

## 5-5 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料

消費性能基準に適合していることを示す書類(適合証等)がある場合(単位:円)

R5. 7. 12から

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	
ア 一戸建て住宅	5,100
ア以外の建築物	
住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000
非住宅部分(住宅部分以外の建築の部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000

消費性能基準に適合していることを示す書類(適合証等)がない場合(単位:円)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	
ア 一戸建て住宅	
性能基準による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400
仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100
モデル住宅法による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100
ア以外の建築物	
住宅部分(居住のために継続して使用する室、廊下、階段その他居住の用に供する建築の部分)	
性能基準による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000
仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000
フロア入力法による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000
非住宅部分(住宅部分以外の建築の部分)	
モデル建物法による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000
標準入力法等による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000

- 備考
- 1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
  - 2 標準入力等には、BEST省エネツールも含まれる。